

法務ページ

2025.8
Vol.208

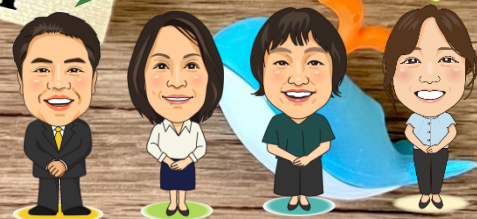
メルマガ「労務のツボ」月2回好評配信。登録はHPで

せのお社会保険労務士・行政書士事務所

暑中お見舞い申し上げます。暑さ対策は万全に！



(発行・差出人)
せのお社会保険労務士・行政書士事務所
代表 妹尾 悟
(返還先)
岡山県井原市岩倉町1081-1 〒715-0016
TEL (0866) 63-3213 FAX (0866) 63-3214
●HPは「せのじむ」で検索してね♪



徒然なるままに Vol.152

真夏の夜の夢

こんにちは、毎日暑いですね。

食べ物も自然と食べやすいものを選んでしまう、「ラーメン、ソーメン、僕イケメン」の社労士妹尾です。

三男が夏休みに入り、家にいる時間が長くなると、宿題が進んでいるのかが気になります。大人になってから「宿題」をすることはなくなりましたが、宿題に関連して「試験」の夢を、たまに見ます。試験当日であるのに、試験対策をまったくしていません。なんとかなると自分に言い聞かせながら、内心は焦っているという夢。きっと仕事が立て込んでいるときに見やすいのだと思います。

現実でもそのようなことがないように計画的に行っていますが、予期せぬことに焦りを感じることも。そんなときは開き直り、とりあえず寝ますが、また試験の夢を見て……の無限ループに入っているのにはと気づくのです。(妹尾 悟)



夏の風物詩

こんにちは、スタッフの筒井です。

夏の風物詩には、様々なものがあります。

例えば、朝顔・カブトムシ・かき氷・スイカ・海水浴・風鈴などかなりあります。

今回は、その中でも、花火大会に注目してみました。

今のような見て楽しむ花火は、14世紀ごろにイタリアで始まったといわれています。子どもの頃、夏休みの行事で花火を見ることが楽しみだったことを思い出します。井原市は約3,000発、笠岡市は約5,500発、福山市は約1万6,000発、それぞれの規模の違いで迫力の差があることを大人になったら感じるようになりました。もっと最近驚いたのは、高梁市成羽町の花火大会は、11月にあるということです。

コロナ禍があったせいかと思いましたが、平成30年7月豪雨も関係していたようで、天候の影響を受けにくい時季に変更したらしいです。
(筒井浩美)



知っ得！ 人事労務トピックス

●学生アルバイトの被扶養者年収基準が拡大

検討されていた19歳以上23歳未満の人の健康保険の認定対象者の年間収入について、現状、年間収入に係る認定要件の額が現状130万円未満であるところ、認定対象者(被保険者の配偶者を除く)が、19歳以上23歳未満である場合において、150万円未満として取り扱うことが正式に決定されました。

この取扱いは本年10月1日から適用されます。

【今回の法改正の内容】

- ① 年齢要件の判定は、その年の12月31日現在で行う
- ② 収入の認定要件である130万円未満を、19歳以上23歳未満である場合150万円未満とする
- ③ 税法では、学生の年収150万円まで、親は特定扶養控除と同額の63万円の控除が受けられる

※「知っ得！」については、当事務所HPでもお知らせしています

花火大会

こんにちは、スタッフの川合です。

暑さ厳しき毎日ですが、お元気でお過ごしでしょうか。私自身暑さにはあまり強くないため、夏の間はもっぱら家の中で過ごすことが多く、好きなアニメやバラエティ番組を観ながら、のんびりと夏を楽しんでおります。

花火を見るのは昔から好きなのですが、夏の暑さが気になってしまい、ゆっくり花火を楽しむ余裕がありませんでした。「冬にも花火大会があればいいのにな」と思っていたところ、知人から11月に岡山県高梁市成羽町で成羽愛宕大花火という花火大会がある事を教えてもらい、とても嬉しく思いました。

涼しい空気の中で花火を楽しめるなんて、暑がりの私にとっては夢のようです。今から冬の花火大会が楽しみで、待ち遠しい気持ちです。
(川合千愛輝)

